

「ケアラー支援に関する広報・啓発業務委託」 プロポーザル公募要領

第1 事業の趣旨・目的

家族等の身近な人に対し、介護、看護、日常生活上の世話等の援助（以下「ケア」という。）を行う「ケアラー」が、ケアに伴う過度な精神的、身体的及び経済的負担により、日常生活に困難を抱え、社会から孤立していることが課題となっています。

そこで、ケアラーの存在やケアラーを社会全体で支える必要性についての広報・啓発を通じて、ケアラー自身が支援を求める声を上げやすく、周囲が支援を要するケアラーに声をかけやすい環境を整備し、ケアラーとケアを受ける方を社会全体で支える機運の醸成を図るため、本業務を実施します。

第2 募集の内容

1 委託業務名

ケアラー支援に関する広報・啓発業務委託

2 委託業務内容

別紙「ケアラー支援に関する広報・啓発業務委託 仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約の日から令和7年12月31日まで

4 委託費の上限

7,001,483円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）とします。

また、単独の法人等にあつては、下記（1）から（10）までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、すべての構成員が（1）から（10）までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

- （1）日本国内に本社、本店、支店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）プロポーザル評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- （4）役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間中に受けていないこと。
- (8) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (10) 県税の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く）がないこと。

2 企画提案書の作成

仕様書を踏まえ、下記の項目について様式 1 に沿って作成してください。

(1) 事業の実施体制等

本事業の目的を達成するための事業実施体制について記載してください。

- ① 事業実施体制・運営体制
- ② 人員体制（スタッフの知識、経験、スキル）
- ③ 事業目標・成果指標等を踏まえた事業実施方針、全体スケジュール

(2) 事業実施計画

別添仕様書「4 委託業務の内容」を参照し、以下の業務に関する実施計画を提出すること。

- ① 啓発動画制作業務
- ② 啓発チラシ制作・送付業務
- ③ SNS 等での広報・啓発業務
- ④ 独自の提案による広報・啓発業務

(3) 委託業務を実施するにあたっての貴法人等（共同体）の特色及び優位性

・事業を実施する上で、他の法人等と比較した優位性があればご記入ください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

① 公募要領等の公表・配布	令和7年3月27日(木)～令和7年4月25日(金)
② 公募要領等に関する質問受付	令和7年3月27日(木)～令和7年4月25日(金)
③ プロポーザル参加申込受付	令和7年3月27日(木)～令和7年4月25日(金)
④ 企画提案書の受付	令和7年3月27日(木)～令和7年5月9日(金)
⑤ プロポーザル評価会議	令和7年5月27日(火) (予定)
⑥ 審査結果の通知・公表	令和7年5月下旬 (予定)

※配布及び受付日は、土日及び祝日を除く。

(2) 公募要領等の配布期間及び場所

① 公募要領等の配布期間

令和7年3月27日(木)～令和7年4月25日(金)
午前9時から午後5時まで(土日及び祝日を除く)

② 公募要領等の配布場所

岐阜県健康福祉部地域福祉課 地域福祉係

(岐阜市藪田南 2-1-1) (県庁 15 階)

入庁方法は、県公式ホームページ「県庁舎のご案内」の「入庁フロー」をご確認ください。15階に着きましたら内線電話により内線 3448 を押し、ケアラー支援に関する広報・啓発業務委託プロポーザル公募要領を取りに来た旨をお伝えください。担当者が参ります。

※公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ / 入札・公売 / 入札公告 (WTO 案件以外) (電子調達以外) / 公募型プロポーザル」

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/292497.html>) からも入手できます。

なお、郵便等での配布は行いません。

(3) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

令和7年3月27日(木)～令和7年4月25日(金)午後5時

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(様式1)を地域福祉課地域福祉係あてに F A X、電子メール(ファイル形式は Microsoft Word としてください。)又は郵送にて提出してください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、上記ホームページ上にて公表します。(最終は令和7年5月2日(金)までに公表します。)

(4) プロポーザル参加申込書の提出方法

① 参加受付期間

令和7年3月27日(木)～令和7年4月25日(金)
午前9時から午後5時まで(土日及び祝日を除く)

② 提出書類

参加申込書(様式2)

③ 提出方法

- ・地域福祉課地域福祉係まで持参又は郵送にて提出してください。
- ・持参による受付は、午前9時から午後5時まで(土日及び祝日を除く)となります。
- ・持参の場合の入庁方法は、県公式ホームページ「県庁舎のご案内」の「入

庁フロー」をご確認ください。15階に着きましたら内線電話により内線3448を押し、ケアラー支援に関する広報・啓発業務委託プロポーザルに係る参加申込書等を提出に来た旨をお伝えください。担当者が参ります。

・郵便の場合も、令和7年4月25日（金）の午後5時必着となります。

※電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

※郵送の場合、必ず「特定記録」とするとともに、後記の提出先に確認の電話をしてください。

(5) 企画提案書等の提出方法

① 提案書受付期間

令和7年3月27日（木）～令和7年5月9日（金）午後5時（必着）

② 提出書類

ア 企画提案書（様式6）

イ 見積書（様式7）

ウ 法人概要書（様式8）

エ 誓約書（様式9）

③ 提出部数

6部（原本1部、副本5部）

④ 提出方法

・地域福祉課地域福祉係まで持参又は郵送にて提出してください。

・持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土日及び祝日を除く）とし、郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時までに地域福祉課に到着したものを有効とします。

・持参の場合の入庁方法は、県公式ホームページ「県庁舎のご案内」の「入庁フロー」をご確認ください。

15階に着きましたら内線電話により内線3448を押し、ケアラー支援に関する広報・啓発業務委託に係る企画提案書等の提出に来た旨をお伝えください。担当者が参ります。

・郵送の場合、必ず「特定記録」とするとともに、後記の提出先に確認の電話をしてください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

ア 提出期限後に書類を提出した場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 公募要領に違反すると認められる場合

エ 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

オ 他の提案者と応募提案の内容又は応募の意思について相談を行った場合

カ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

キ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

ク 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合

ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

コ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が

負うものとしします。

③ 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後に提出した書類の変更、差し替え又は再提出を行うことは認められません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担としします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 提案者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日午後 3 時までに、辞退届（様式任意）を地域福祉課地域福祉係に持参又は郵送により提出してください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額としします。

② 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税をうち書きすることとしてください。

③ その他本委託事業の積算等の留意事項については、別添「仕様書」をご参照ください。

第 4 評価に係る事項

1 評価方法

別に定める構成員による「ケアラー支援に関する広報・啓発業務委託」プロポーザル評価会議が行います。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和 7 年 5 月 27 日（火）（予定）

(2) 開催場所

岐阜県庁周辺（予定）

(3) プロポーザルの所要時間

・プレゼンテーション 20 分間以内

その後、構成員からの質疑

(4) 注意事項

・各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書の提出後、別途連絡します。

・プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。

・各提案者は、他の提案者のプロポーザル提案を傍聴することができません。

- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象としません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおりです。

4 最優秀提案者の選定

(1) 選定方法

県が別に定める「ケアラー支援に関する広報・啓発業務委託」プロポーザル提案評価要領に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

- ア 評価会議構成員において別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。
- イ 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。
- ウ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- エ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。
- オ アの評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

(2) 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、提案者に文書で通知するとともにホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点及び順位点*（得点順）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議の構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

*提案者が2者の場合には、③は公表しないこととします。

第5 契約についての留意事項

- 1 選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限

る)と協議を行うこととします。

- 2 この公募要領に記載の事項について疑義のある場合は、その都度協議の上、決定することとします。

第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に各要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号(県庁15階)
岐阜県 健康福祉部 地域福祉課 地域福祉係
TEL : 058-272-1111 (内線 3448)
FAX : 058-278-2651
電子メールアドレス : c11219@pref.gifu.lg.jp

別表

ケアラー支援に関する広報・啓発業務委託 プロポーザル評価基準

各構成員は、以下の各評価項目について、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。

1 事業実施方針及び運営体制

評価項目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① 事業実施体制・運営体制(10点) ・ 過去の実績等からみて受託能力があると認められるか。 ・ 提案者もつ知識や経験、ノウハウ等の反映が見込まれるか。 ・ 業務実施のスケジュールは現実的かつ効果的であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
② 人員体制(スタッフの知識、経験、スキル)(10点) ・ 事業を適正かつ確実に実施できる人員体制が組まれているか。 ・ 事業遂行に必要な知識、経験、スキルを持つ人材の配置が考えられているか。	10点	8点	6点	4点	2点
③ 事業費の積算(5点) ・ 事業費の積算は妥当か。	5点	4点	3点	2点	1点
小 計	25点 満点				

2 事業実施計画

評価項目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① 啓発動画の制作について(30点) ・ 業務の背景・目的を正しく理解した上で、ケアラーとケアを受ける方を社会全体で支える機運の醸成を図る内容の動画が提案されているか。 ・ 広報・啓発のターゲットとなる者(ケアラー本人、県民、事業者)の違いを踏まえて、それぞれの関心を喚起する内容の動画となっているか。 ・ 広報・啓発における実際の使用を想定した動画の長さ、本数となっているか。	30点	24点	18点	12点	6点
② 啓発チラシの制作について(15点) ・ ケアラー本人が自らの状況を正しく理解するとともに、必要に応じ支援を求めるきっかけとなるような内容となっているか。 ・ ケアラーである従業員等への両立支援の必要性について、事業者(雇用主)の理解を促す内容となっているか。	15点	12点	9点	6点	3点
③ SNS等での広報・啓発について(15点) ・ 広告を配信するSNSは、ターゲットに訴求するのに効果的なものが選定されているか。 ・ 配信の内容、設定等について、具体的かつ効果的な提案がされているか。	15点	12点	9点	6点	3点
④ 提案者の独自提案による広報・啓発について(10点) ・ 業務目的の達成を図るために効果的な広報・啓発の提案がなされているか。 ・ 提案内容に独自性があるか。	10点	8点	6点	4点	2点
小 計	70点 満点				

3 社会的課題への取組み

評価項目	
① 仕事と家庭の両立(3点)	該当する場合に加点(1~3点)
② 障がい者雇用(1点)	該当する場合に加点(1点)
③ SDGsの取組み(1点)	該当する場合に加点(1点)
小 計	5点 満点